

8番（川瀬 孝代君） 8番、川瀬孝代でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目、いじめ問題について、お尋ねいたします。

滋賀県大津市の中学生が自殺した事件が、7月からさまざまなメディアの報道がなされて、今になって大きな社会問題として波紋を広げております。いじめの苦しきから抜け出そうと、未来ある子どもが自らの命を絶つ子どもたちが後を絶たない重い事実、私は大変心が痛みます。

いじめ問題は子どもたちの問題、教師、学校の問題、そして教育行政の問題の3つの側面から考えられると思います。

社会生活は人間と人間のさまざまなぶつかり合いの中で、摩擦やあつれきが生まれてきます。そのはけ口としていじめがあるとすれば、いじめはどこにでも起こり得るとの認識に立たなくてはなりません。

多くの学校関係者は、いじめ撲滅に向けて取り組んでいます。ここ東員町でも教育委員会を中心に、満足度調査などを行い、取り組みをしていただいているところでございます。

しかしいじめは減っていません。文部科学省によれば、小中高校などへの2010年度いじめ認知件数は約7万8,000件あり、前年度に比べ、6.7%増加しているという報告がありました。

昔は子ども同士で解決していくことがさまざまありましたが、今は陰湿になり、根が深く、また大変複雑になっています。一連のいじめ報道を見ると、大人でも耐えられないようなことが実際に行われています。

文部科学省は、いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとしています。この定義に当てはまるかどうか固執することなく、殴られたとか、悪口を言われた、仲間はずれにされた、無視されたなど、ささいなことでも起きた事実を正確に、公平に把握して、教師やその周りにいる大人たちが、真正面から取り組まなければならないと思います。

今回の大津市の事件をどのように認識をしていらっしゃるのか、またいじめについての考え方、そして本町でのいじめの実態と取り組みについて、お聞きをいたします。

また、教師は校長を先頭に、集合体の機能だけではなく、組織としての対応がなされなければならないのではないかと思います。そうした意味で、大津市の場合は学校と教育委員会、行政と教育委員会の関係がぎくしゃくしたことで、事件をさらに増幅させ、ついには警察捜査が入る異例の展開を見せました。生徒たちへの心理的影響も心配をされています。

本町の現場の教師、学校、行政と教育委員会の関係についての認識はどのようでしょうか。

次に、問題に真っ先に対処すべき教員を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。文部科学白書2010に指摘されています教員は、残業時間が増え、授業の準備時間も少ないと、教育以外にも多くの労力が割かれている実態も見過ごすことはできません。

教育基本法の人格の形成を目指す教育目的に立ち返る余裕もない現状を変えていく必要があるのではないのでしょうか。教員一人一人が子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や役割分担の明確化、現場の負担軽減と効率化への取り組みが必要と考えます。この点はどうでしょうか。

9月10日から16日は自殺予防週間です。2010年の自殺対策白書によりますと、学生・生徒の自殺者数は1991年以降上昇して、2011年には1,029人となっています。1,000人を超えています。現在、若者の死亡原因の1位は自殺です。この自殺といじめの因果関係は、極めて深いものがあると言われております。

いじめの問題は、いじめの徴候をいち早く把握し、対応することが大事です。家庭の中での様子を知ることも大変必要ではないかと思えます。いじめにあっているのかどうか、そのことを知る手がかりとして、家庭用のいじめチェックシートの活用をしてはどうかと提案いたします。

また、三重県では、いじめ相談ダイヤルのチラシを配布しております。子どもの視点に立った相談体制、支援体制が必要と思えます。本町として、いじめで苦しむ子どもたちをなくすためにどのようなお考えなのか、教育長にお聞きいたします。ご答弁を求めます。

議長（南部 武司君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 川瀬議員のいじめ問題についてのご質問にお答えをいたします。

答弁が少し長くなってしまふことをお許してください。

まず、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾であり、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校、教育委員会、国、県などの教育関係者が担うべき責務をもう一度確認をし、連携して取り組んでまいりたいと心から考えております。

さて、大津で起こりました事件をきっかけに、全国でいじめ問題について多くの議論が交わされております。今回のケースにおいては、事件後のさまざまな対応が結果的に不信を招き、警察による学校現場への家宅捜索という異例の事態に発展したことは、同じ教育に携わる者として大変残念に思っております。

いじめは決して許されないことではあります。しかし、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応をしなければならぬと考えておりますし、いじめる行為は100パーセント悪いという意識に子どもたちを変えていく必要があると認識をしております。

本町におきましては、平素よりきちんと学校からの情報を共有し、責任を自覚して、問題を率直に話し合い、それぞれ役割を果たし、教師や学校が問題を抱え込まず、全体で子どもを育てている意識を持っていると思っております。

本町におけるいじめに関する実態でございますが、平成23年度は小学校3件、中学校0件、そして今年度は7月現在、小学校4件、中学校1件の報告を受けております。

概要は、仲間はずれや無視、複数児童でバカにしたり、登校時に蹴ったり、叩いたりする、落書きや悪口を書いた手紙、いたずらや命令などです。いずれの事案についても該当学級で話し合いを持ったり、通学時に起こったことであれば、通学班全員を招集しながら、いじめは絶対に許される行為ではないということを確認をしてきております。また、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒の保護者を交えて、今後の対応を協議をしてきております。

学校は学級という集団を単位にして、小さな社会を形成をしております。そしていじめの発生率は、学級集団の状態によって大きく変わってきております。学級集団は最低でも1年間はメンバーが固定されます。単学級の場合は、小学校の6年間、メンバーが固定されます。1日6時間から7時間、学習や生活を共にする学級集団でありますから、集団内にフラストレーションが高まってくると、メンバーは逃げ場がなくなり、相互に「いじめ」などの非建設的な行動で、それを発散する危険性が高まってくる場合があります。

このような状態に陥る前に、いち早く子どもたちのサインに気づくこと、そして、対処していくことが大事であると考えております。

そこで、東員町内のすべての学校において、誰もが安心できる学級集団づくりを目指し、平成22年度より、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に、Hyper-QU調査を取り入れております。

この調査は不登校対策・いじめ対策だけでなく、人間関係づくりの資料として活用することもでき、平成23年度は全国で200万部を超える採用があった心理テストでございます。この心理テストから、学級満足度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度がわかり、子どもたち一人一人についての理解と対処方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針をつかむことができます。

つまり、この調査は初任からベテランまで、経験年数にかかわらず、いじめの早期発見、そしていじめを未然に防ぐための取り組みにつながるツールであると言えます。

いじめに関する内容で言えば、居心地のよいクラスにするためのアンケートの質問項目に、あなたはクラスの人に暴力を振るわれるなどして、つらい思いをすることがありますか、あなたはクラスの人たちから無視されているようなことがありますか、などがございます。

この質問に対して、よくある、少しあると答えた児童生徒は、明らかに助けてほしいというヘルプサインでありますので、すぐに担任が個人面談等の対応をするとともに、このサインを全教職員に伝え、チームとして全教職員が一人一人と丁寧にかかわっていきます。

このように、学校現場で働く教職員は、一人一人の子どもをしっかりととらえ、担任という一人の教師だけではなく、学校全体の教職員が責任を持つべきものであるととらえ、チームとして、全力で子どもたちと向き合っております。

また本町では、より専門的な援助ができるように、一中校区、二中校区の両方にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒だけではなく、保護者や教職員の悩みを聞いたり、適切なアドバイスをしていただいたりしております。このような取り組みは、子どもたちの生命や人権を守ることとなりますし、学校現場の負担軽減と効率化にもつながるかと思っております。

しかしながら先ほども述べましたが、いじめは本町の学校教育の中でも少なからずございます。いじめ解決への道筋は大変厳しいと思われませんが、現に今、いじめに苦しんでいる子どもたちのためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めたいと考えております。そして、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携をとりながら、適切に対処していく所存でございます。

どうかご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ご答弁をいただきました。

私もこのいじめ問題は、いじめるほうが100パーセント悪いという意識に全員の子どもたちを変えていくという、そのことは大変必要であると感じております。

先ほど教育長が述べられたさまざまな取り組みには、本当に敬意を表したいと思っております。

しかしなかなかいじめがなくならない、この現状が大変厳しいのではないかと、そのことも痛感しているところでございます。

人の命を大切さを子どもたちに再度知らせていかなければいけない、そのためにも高いレベルの人権教育というのも必要ではないかなということを思います。

先日、8月1日ですけれども、文部科学省は地方自治体に対して、いじめ問題に関する緊急調査を行いました。その部分については、9月上旬までのアンケート調

査ということですが、東員町はそのことに関してどのように取り組みをされたのか、お伺いをしたいと思います。

議長（南部 武司君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 文部省からの通達がありまして、県からも同じような通達指示事項がありましたので、夏休み期間中に、その旨を調査等配布をいたしました。2学期に入りましてすぐに調査を行っております。2学期と言うか、始業式以降で、現在それを集計中であります。それと同時に、いじめに対する学校長の考え、いじめは絶対に許されるものではないということを、繰り返し子どもたちの心の中に響くように伝えていっていると思っております。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） 今回の文部科学省からの緊急調査というのは、今までのアンケートと同じような内容なんですか、ご答弁をお願いします。

議長（南部 武司君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） より詳しくなっておりますし、調査内容で教育委員会との関係とか、学校でどういことを希望するかという自由表記等もいろいろあります。似ているところもあれば、少し違うところもあります。

以上です。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） 私思いましたのが、このアンケート調査ですけども、もし例年の調査と同じものであれば、今まで見過ごされてきましたいじめに対しては、悩んでいる子どもたちに支援の手は届かないのではないかと、そのように思いました。

どこにでも起こり得るという認識であれば、今までは件数の把握とか、していたわけですけども、そのことよりも、どうしたらいじめで苦しんでいる子どもたちを救えるのか、また子どものSOSにどうしたら大人たちが気づけるのか、また気づいていても言い出せない子どもたちに、どうしたら伝えてもらえるのか、そして学校関係者がいじめ問題に向き合えないのはどうしてなのか、こういったことを調査しなければ、私は意味がないような、そのような気がいたします。

やはり国ももう少し本腰を入れて、上辺だけのそういうようなアンケートではなく、支援とは本当に何なのかという、そういうところを突き止めながら調査をしていただきたいというのを私も望んでおります。

これは地方自治体に求めるものではないかもしれませんが、このところが大変重要な部分ではないかと私は思っております。

そしてまた、現状ではさまざまなテレビのニュースだとか新聞報道を見ていると、いじめに関する情報というのは、すべて教育長がおっしゃったように、学校の

ほうに集約をされております。言葉は悪いかもしれませんが、都合の悪いときは個人情報、また見せてしまうと生徒との信頼関係が崩れるなど、公表しない、そのような部分も、今回のことを通して見えたように思います。その結果、我が子に起きた真実を一番近い親や保護者が知ることができない、学校側も親も、子どもに対して同じ目線でなければならないと私は思います。一方的ではなく、先ほど教育長も、情報を共有できる体制をつくっているという、そのようなお話がありましたので、その部分では大変評価をいたしますが、これからも細かいこと一つ一つを、本当にみんなですういふ部分で共有しながら、いじめに対する根絶を努力していただきたいなど、そのように思っているところです。

よろしく願いをしたいと思えます。

さて、可児市では8月末に、このたび「いじめ防止条例」が策定されました。これは今9月議会に提案されるという報道がございました。子どものいじめの防止に関する条例ということで大変脚光を浴びて、新聞等も取り上げておりましたが、いじめが起きた時に調査をし、この条例をつくっていく部分で、いじめが起きた時に調査をし、解決に向けた調整をしていく、そしていじめ防止専門委員会を設置したということでありまふ。学校教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくことが大変大事と思えます。

その部分で、本町でも子ども権利条例が策定をされるということを、町長から前回の質問でご答弁をいただきました。子ども権利条例を策定していく、その部分で、世界では子ども権利条約が制定をされております。1989年に国連のほうで採択された部分ですけれども、ここに、子どもの権利はかけがえのない価値を持った一人の人間として尊重される資格や、命や体を大切にされ、差別されない権利を当たり前のこととしております。その部分で本町の子ども権利条例の中に、いじめに関することを項目として入れてはどうかと思えますが、その点についてはどうでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 岡野教育長。

教育長（岡野 譲治君） 本当に子どもたちが一人一人、自分の命を輝かせる、いろんな方法ですうしていかなければならないと思っております。今、子ども条例、具体的な取り組みをいろんなところで進めているのですけれども、大切なことであるということで、できるところから取り入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ぜひお取り組みのほう、お願いしたいと思います。そして子ども権利条例ができたのであれば、各学校にしっかり周知をしながら、子

どもたちにも条例の意味とか、また子どもたちの部分で、勉強のほうにも使っていたきたいなと思います。

さて最後ですけれども、先ほど教育長は、本当に子どもたちにとって学校は居心地のいい場所でなければいけないという、そのようなお話がありました。私もそう思います。教育の目的は子どもたちの幸福です。それ以外何でもないと思います。この原点に立ち、対策を講じて、これからもいじめの問題に対してご努力をしていただきたいと思います。

よろしく願いを申し上げます。

さて、次の質問に入ります。

次は2つ目、通学路の安全について、お尋ねをいたします。

本年4月に京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校の児童が死傷する事故が立て続けに発生をしております。前回の議会でも、この質問はございました。私としては、その結果を今回お伺いしたいと思っております。

平成24年版交通安全白書によりますと、昨年1年間の交通事故死者数は4,612人で、11年連続の減少となり、交通戦争と言われたピークの1970年の1万6,765人の3割以下となっています。しかし負傷者は今なお85万人を超えていて、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではないと思います。

近年、交通事故全体における死亡者数は減少傾向にありますが、死亡者数に占める歩行者の割合は増加していて、2011年には36.6%にまで上っています。

また、道幅の狭い5.5メートル未満の生活道路上での死亡事故の割合も増加をしているということです。相次いで起こった登下校の児童たちが被害者となる惨事は、このようなことで起きたとも言われております。

集団登校中の児童が被害にあう事故に対しては、各学校は対策をとっております。東員町も努力をしていただいているところです。しかし保護者の対策にも限界があります。集団登校は事故にあうと被害者数が多くなる懸念があります。逆にばらばらに登校すると、連れ去り被害などの恐れがあり、防犯の観点からも、集団登校はやめられないという問題もあります。保護者の不安はさらに広がっています。

国においては5月30日に、文科省、国土交通省及び警察庁から、全国の公立小学校で、通学路の緊急合同総点検が実施されることになりました。6月26日には通学路の安全対策のための有識者懇談会も設置されております。

通学路の交通安全対策については、本町において、先月末までに実施されました総点検の結果、そして通学途中の事故の実態、今回の総点検で点検されたことを、点検のためだけに終わらせないように、目に見えるさまざまな対策を迅速に行い、計画的な実施を図るべきではないかと考えます。この点についてはどうでしょうか。

また、通学路の安全点検は継続的に行われなくてはならないものです。今後どう
いう形で継続をしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

通学路の安全対策についてのお考えを、教育委員会事務局長にお聞きいたします。
ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 山下誠司教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下 誠司君） 私のほうから、通学路の安全につい
てという内容でのご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭に、日頃から通学路の安全に関しましては、多くの地域の皆様方に、児
童生徒の登下校時に交差点に立っていただいたり、一緒に歩いていただいたりとい
うことをやっていたりしております。子どもを温かく見守っていただいていること
を、改めてこの場をかりて感謝を申し上げる次第でございます。

まず、ご質問のありました緊急合同点検について、お答えをさせていただきます。

この点検につきましては、各学校から報告のあった38カ所について、教育委員
会、道路管理者、警察署の三者で、現場を含めて検討を行ってきました。

その結果ですが、少し細かくご説明をさせていただきますと、三和小区からは8
カ所ございまして、その要望に対して、対策が現時点で完了しているのは5カ所ご
ざいます。対策予定というところが2カ所、対策未定が1カ所となっています。

対策完了箇所というところでは、横断歩道などの規制ラインの薄らいでいるとい
うところが見受けられて、ラインの塗り直しと言うか、書きかえという、そういう
行為をやって対策を完了させていただいております。ラインの塗り直し、それとか、
道路に被っている樹木の伐採等も行っております。

対策予定の2カ所につきましては、看板類が見にくいというところから、その
移設を今準備をしているところもございまして、根本的に通学路を見直さなければ
ならないところもございまして、これらも対策予定というところで考えておりま
す。

対策未定というところは、横断歩道の設置の要望がございまして、物理的に道路
構造の問題とか、それを設置することによって新たな用地が必要になるとか、そう
いうような諸条件がございまして、現在対策未定というふうにしております。

稲部小学校からは6カ所ございました。補助線で優先道路を明示すること等の対
策をさせていただいたのが3カ所ございます。県道の路面表示を付けかえたところ
が1カ所ございます。待避スペースがないために横断歩道が設置できない箇所と、
先ほどもありましたが、用地がなくて歩道の設置できない対策未定箇所というところ
が2カ所ございます。

神田小学校におきましては8カ所ございました。これは環境整備でなく、警察に
よるパトロールによって対策をするというところで、そこが1カ所、通学路の変更
やカーブミラーの設置、注意喚起の看板の設置、横断歩道橋の補修の対策予定が6

カ所ございます。対策未定につきましては、待避スペースがないために横断歩道の設置ができないところが1カ所ございます。

笹尾西小学校は4カ所ございました。停止線の塗りかえをしたことによって対策を完了したところが1カ所、街路樹の剪定と歩道の舗装補修をこれからやるということで、対策予定として2カ所ございます。待避スペースがないために横断歩道の設置ができない場所が、対策未定ということで1カ所残っております。

笹尾東につきましては6カ所ございまして、街路樹の伐採による待避スペースの確保や交差点へのガードポールの設置したこと、交差点へのクロスマークの明示をしたことによる対策完了が5カ所ございます。対策未定につきましては、先ほど同様、待避スペースがなく、横断歩道の設置ができないところが1カ所ございます。

東員第一中学校からは6カ所ございました。対策完了したことにつきましては、警察によるパトロールで対処するというのがございますし、横断歩道の塗りかえ、歩道の設置工事をさせていただいたところを含めて3カ所ございます。対策予定につきましては、十字路における優先道路の確認作業が1カ所ございます。歩道の設置、自転車横断帯の設置の対策未定が2カ所ございます。

合同点検結果の現状としましては、今のとおりでございます。

続きまして通学途中の事故の実態ということで、お答えをさせていただきます。

通学途中で児童生徒が交通事故にあった件数は、平成22年度にはございませんでした。平成23年度には2件、平成24年度は現在までに2件発生しております。幸い、いずれの事故も大事には至っておりませんが、打撲程度の軽傷で、けがもなかったというところでございます。これら4件の事故は、いずれも自転車での登校時に起こっており、3件が自動車との衝突、1件が自転車対自転車の事故でございました。

自動車との事故の3件のうち2件が出会い頭での衝突で、1件が交差点で停止している自動車をすり抜けようとしたところへ、路側帯を走行してきた自動車と衝突したものであります。自転車との衝突は、通学途中の高校生と接触したものであります。

これらの事故は幸い大事に至ってませんが、一歩間違えておれば重大な事故につながる恐れもあります。引き続き、歩行者、自転車の交通安全ルールを学校で指導していくとともに、見通しの悪い交差点等、危険な箇所については、細心の注意をもって走行することを、繰り返し意識づけをしてまいりたいと存じます。

また、職員の交通指導や地域の皆様にもご協力いただいております交通指導も、子ども達の安全のために、とても重要な取り組みであると考えてございます。

続いて、点検のための点検に終わらせないというところでございますが、「目に見える諸対策」の迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかというご指摘について、お答えをさせていただきます。

今回、各校から報告を受けた箇所について、まず教育委員会として現地を確認し、道路管理者、警察署とともに検討することによって、可能なことはすぐに実施してまいりましたし、すぐに対処できないところについては、点検のための点検に終わらせないというところで、お互いに今後の見直しを確認し合っております。

場所によりましては物理的に待避する場所がなく、要望しても横断歩道が設置できない等、改善が不可能な箇所もございます。そのような箇所については課題が残りますが、通学路自体を変更することが可能であるかどうかの検討を行っている箇所もございますし、今後の道路建設等に伴う歩道の整備状況の進捗を待ってなければならぬところもございます。通学路の変更が不可能であれば、家庭や地域の方のご協力を仰ぎながら、そのような箇所を横断する際に、十分左右の安全を確かめて横断する指導を徹底してまいりたいと存じます。必要箇所については、今後いなかへ警察署にパトロール等々をお願いをしてまいりたいと思います。

最後に、通学路の安全点検は継続的に行われていかなければならないものであり、今後どういう形で継続していくのか、というところでお答えをさせていただきますが、川瀬議員のご指摘のとおり、通学路の安全点検は継続的に行っていかなければなりません。宅地の開発や道路事情の変化などで通学路の状況は変化してまいります。これからも緊急の危険箇所等々の改善要望は、随時道路管理者や警察署と協議して対処していきませんが、今後も定期的な点検を行っていきたいと考えております。

今後も児童生徒の通学路における安全確保の取り組みを、保護者や地域の皆様、関係部局とともに連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ご答弁をいただきました。

大変暑い中、総点検を実施してくださった方々、本当にご苦労様でございました。心より感謝申し上げます。

さて、先ほど教育委員会事務局長からご答弁いただきましたが、今回の総点検は、こういう事故が起きたからという部分での総点検であります。そうではなくて、先ほど4件の事故が大事には至らなかったということですが、やはり実際にあるということですので、そういうことなく、東員町としては、しっかりと取り組みを今後もお願いをしたいと思います。

さて、今回の点検におきまして、子どもの目線で通学路の点検をすることができたのでしょうか。その点について伺いたいと思います。実際に子どもたちと歩いてみて、そして子どもの目の高さ、また歩幅など、さまざまなおところがあると思います。大人とは違うところがあると思います。そういう部分が私は大変重要ではない

かと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下 誠司君） すべて子ども目線でかと言うと、そうでないところもございしますが、横断歩道を渡る際に、大人が見える目線と子どもが見える目線とか、背の高さの違いとか、そういう感覚で点検をさせていただいて、そういうところが横断歩道のつけかえとか、標識の設置をするだとかというところにつながっているのは事実でございます。すべて子ども目線で見たかというところではございません。

以上です。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ありがとうございます。

確かに大人が見た部分で危ないのと子どもが見たのとは違うかもしれませんが、子どもの目線は大変重要ではないかと思えます。

私も以前、前議員とともに子どもを連れて、穴太地内ですけれど、点検に歩いた記憶があります。そして今、踏み切りのところを通じて大変立派な歩道をつくっていただいて、本当にそれはありがたいと思っております。

その部分で、今回このような点検をしたということですが、今後児童たちにアンケート調査を行うというような予定はないのでしょうか。実際毎日歩いて子どもたちが感じているところ、そういうところなんかを生声を上げていくという部分で、アンケート調査などもしていけばいいかなと思うんですが、その点はどうでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下 誠司君） お答えをさせていただきます。

たった今、アンケートというものは持ち合わせてございませんが、それも必要であろうというふうに感じるところでございます。

ただ、学校から危険箇所を挙げていただいたというところについては、子どもたちの意見も含まれておるといえるところはございますので、改めてアンケートをとるのかどうかというのは一度考えてみますけども、今のところはそういう状況でございます。

以上です。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） 本町において十分に安全が確保されているとは、今は思えない状況であります。今後そういう部分での取り組みを十分にさせていただきたい部分と、狭くて危険な通学路が本当に少なくないことが事実だと思えます。

中学生も一中の学生は県道を渡るとか、そういう部分でも、本当に道幅がないという現実があります。

とにかく子どもたちが絶対に安全に通学できるように、その努力をこれからもお願いしたいのと同時に、ドライバーの安全意識啓発や地域の部分での地域社会での協力も必要だと思うんですね。その部分についても、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。標識を大きくするとか、ここはスクールゾーンなんだという、目で見える部分の取り組みもお願いをしたいと思います。

そしてもう1点ですが、通学路の安全マップというのが作成されているのでしょうか。それぞれ学校区ごとに地図をつくったりしながら、ここは危ない、ここはきちんと整備されたと、そのようなことを目に見える形で子どもたちに提示していけば、その部分も大変いいのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 山下教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山下 誠司君） 安全マップたるものが各学校で整備されているのかというのは、私ども、申しわけございません、確認はしてございませんが、私どもとしましては、これを契機にというわけではございませんが、生徒児童、または保護者の方々に再認識していただくためにも、地図がいいのか、どういものがいいのかというのは、これから検討するわけですが、考えていきたいなというふうには考えております。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） よろしくお願いをいたします。

続きまして3つ目、福祉避難所についてお尋ねをいたします。

福祉避難所は、災害のために被害を受けて応急的に避難所に保護する必要がある中で、特に高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、重い持病のある方など、要援護者の避難生活が長きに及ぶ場合、医療・福祉面の支援が必要と判断される場合など、特別に何らかの配慮をする必要があります。一時的な避難所生活では生活に支障を来すために整備をし、設置をするものです。

今回の東日本大震災において避難所を巡回された医療チームの報告に、福祉避難所は重要であるとありました。福祉避難所については、国のガイドラインに示されていますスロープ、障がい者用トイレの設置、必要とする物資、機材、バリアフリー化など、社会福祉施設や医療機関などの協力によって確保しなければなりません。そして要援護者を支援するための人材の確保や介護用品の調達なども必要になります。

災害時に最も支援を必要とする災害弱者の方が安全に避難できるような福祉避難所の整備が必要との認識から、東員町としての取り組みについて、お聞きをいたします。

次に、災害時要援護者の避難支援体制への取り組みがされているところです。要援護者台帳整備事業の進捗状況と避難された方の援護体制、またマニュアルの整備がどの程度されているのか、総務部長にお聞きいたします。

ご答弁を求めます。

議長（南部 武司君） 日置直人総務部長。

総務部長（日置 直人君） 福祉避難所についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の福祉避難所の整備の取り組みについてでございますけども、現在のところ、福祉避難所の指定はしておりません。川瀬議員ご指摘のとおり、特別な支援を必要とする要援護者のための避難施設である福祉避難所の整備は急務であると認識しておりまして、現在、関係部局と福祉避難所の指定について協議中でございます。

しかし福祉避難所の中で、先ほど申されましたように、いわゆる手すりとかトイレ、バリアフリーといった施設の整備や、介護、医療相談などを受けることができる体制づくりも必要なことから、今後、自治会長さん、民生委員さん、社会福祉施設の関係者、関係部局と協議を重ねまして、早期に福祉避難所の指定ができるように努めてまいりたいと考えています。

2点目の要援護者台帳整備の進捗状況につきましては、平成22年度、災害時要援護者登録のご案内をさせていただきました。現在515人の対象の方に、意思確認をさせていただきました。317人の方が登録の意思を示され、災害時要援護者台帳を作成いたしました。

今後も台帳の更新を重ねまして、災害発生時において、災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また、避難所などでの生活支援を的確に行うため、要援護者台帳の整備に努めてまいりたいと考えています。

また、避難者の援護の体制につきましては、各自治会、また自主防災組織ごとによりまして、要援護者の方の個別の避難計画の進捗状況が異なっておりますので、行政から計画的に地域を選定しまして実施をしていきたいと考えています。

また、避難者支援のマニュアルにつきましても、支援方法も多種多様となることから、自治会、自主防災組織及び福祉関係機関との協力を得まして、作成してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ご答弁を伺いました。

さて、この福祉避難所の指定状況なんですけど、県下におきましては、29市町村のうち12市町村ということですので、まだ半分ぐらい、41%弱ですかね、そのような設置状況です。かといって東員町がもうちょっと後でもいいということではないんですけれども、ぜひ一生懸命になって早くに取り組みをしていただきたいと思えます。

最近ですけれども、集中豪雨とか竜巻、風の被害など、そういうものが大変多くなってきております。この場合、例えば町民の方が避難をしたいという、そのような場合はどのような対応をされているのか、特にこういう大変困った状況の人たちというのは、どこでどういう声を上げられるかわかりませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） お答えをいたします。

災害の状況というのはさまざまございまして、避難をされる方の身体の状況とか、それぞれ異なりますので、現在、全自治会に組織をされておりますので、近く、その自主防災組織の皆さんの、先ほど答弁の中にもありましたように、個別の避難支援体制についても、要援護者台帳の整備とあわせて、それぞれの災害弱者といわれる方の避難誘導、避難支援については、自主防災組織さんとよく連携をとりまして、今後行政のほうと協議を重ねてまいりまして、それぞれ個別計画を立てていきたいというふうに考えています。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） まだ明確には決まってないという状況なんでしょうか。今の部長の答弁を聞いてますと、この辺の部分も本当にしっかりとこれから対策をとっていかないと、何が起こるかかわからないような災害も起こってきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして先ほど木村議員の質問の中にありました、東員町の総合体育館の件を今回お聞きしたいと思っていました。防災計画の避難所一覧には提示をしてあるんですけれども、体育館の災害時の利用というのはどのようになっているのか。学校とかは聞いているんですけれども、その点について、お伺いをしたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

議長（南部 武司君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） お答えをいたします。

当然、指定の避難所として指定をしておりますので、それぞれの各校区の小学校の体育館とあわせて、同様な形で総合体育館も活用したいというふうに考えております。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） 同様ということは、同じような形でやっていくということですね。わかりました。

建物の耐震化を先ほど事務局長がおっしゃってみえましたが、30年たっているということですから、この辺の部分というのは、しっかりと対策をとっていらっしゃるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（南部 武司君） 日置総務部長。

総務部長（日置 直人君） お答えをいたします。

耐震化については、それぞれ建築基準法に基づきまして整備をしております。それともう1つ、福祉避難所につきましては、今後協議を重ねていく中で、耐震化の件についても考慮しながら協議をしてみたいと考えております。

議長（南部 武司君） 川瀬孝代議員。

8番（川瀬 孝代君） ありがとうございます。

本当にこれから協力を求めていく、福祉避難所にしても、耐震というのは大変重要な部分だと思いますので、その辺もしっかりと検討していただいて、お取り組みをお願いしたいと思います。

福祉避難所の整備と利用する可能性の高い要援護者の把握に今後また一層努められて、そして災害時には適切な運営ができるように、そのようにこれからのことを要望して、私の質問を終わります。